

創業者フォローアップ強化保証

羽ばたき55

羽ばたきのポイント

1 事業歴1年以上5年未満の個人・会社を対象

初めて保証協会をご利用いただく方、
創業時に保証協会をご利用いただいた方、ご相談ください！

2 最高1,500万円まで、担保・第三者保証人不要

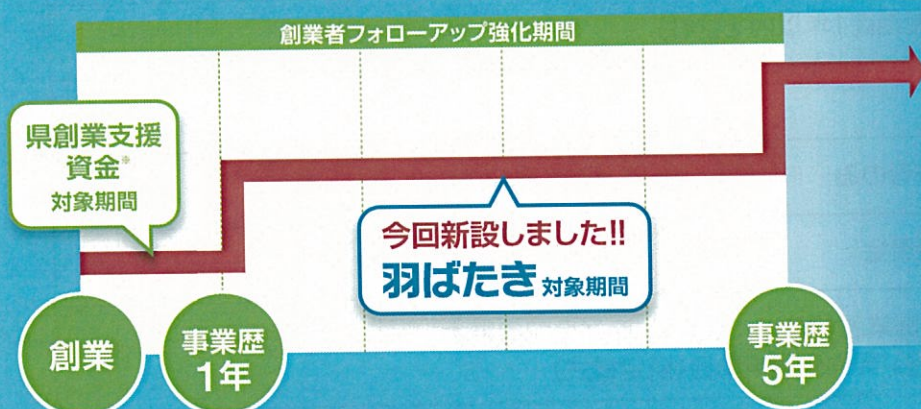
創業直後期〜成長期の皆さまの
事業の改善及び発展のためにご利用ください！

3 保証料割引による低保証料率0.55%

既存保証残高合算で500万円以内の方は、更に低い保証料率0.35%で
「羽ばたき35」がご利用いただけます

制度をご利用の皆さまの保証料率を、
通常料率から最大0.45%大幅割引します！

創業後5年間を
「創業者フォローアップ強化期間」として、
途切れることなく支援します！



※平成27年4月以降、岐阜県からの保証料補給により保証料率0%でご利用いただくことができる
県融資制度です。詳細は別途作成の制度チラシをご覧ください。

制度の概要は裏面をご覧ください。



意欲ある企業のパートナー

岐阜県信用保証協会

お問い合わせ

本店 保証課
多治見支店 保証課
高山支店

TEL 058-276-6924
TEL 0572-22-3100
TEL 0577-33-5014

ご相談
ください!!

創業者フォローアップ強化保証 「羽ばたき」について

創業から日が浅く安定成長期に入る前の中小企業・小規模事業者に対して、事業の改善及び発展のための円滑な資金調達を支援する特別保証制度です。

ご利用いただける方

岐阜県内に事務所または営業所を有し事業を行っている方で、産業競争力強化法に規定する創業関連保証または中小企業新事業活動促進法に規定する創業等関連保証の取扱いが可能であり、次のいずれかに該当する方。

- ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過し、かつ5年を経過していない方。
- ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過し、かつ5年を経過していない方。

開業1年以上5年未満の方だけが対象の制度融資です!!

制度の概要

保証限度	1,500万円(ただし既存の保証付融資残高と合算して1,500万円以内)
保証料率	既存の保証付融資残高と合算して 500万円以内 0.35% 500万円超 1,500万円以内 0.55% 保証料率を大幅に引き下げました!
貸付利率	金融機関所定利率
責任共有	対象外(100%保証)
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含む)
担保	不要
連帯保証人	原則、法人代表者のみ
資金用途	運転資金・設備資金
添付書類(必須)	〈個人事業主〉開業届(写) 〈法人〉商業登記簿謄本 〈個人・法人共通〉要件確認申請書(所定様式)

このパンフレットは一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

※ご不明点などありましたら 当事務所 (0574-49-9138) までご相談下さい。



意欲ある企業のパートナー

岐阜県信用保証協会

お問い合わせ

本店 保証課
TEL 058-276-6924

多治見支店 保証課
TEL 0572-22-3100

高山支店
TEL 0577-33-5014